



子ども子育て支援新制度の概要

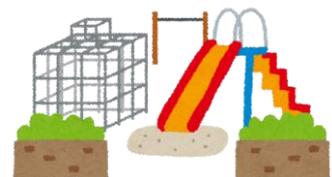
平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が全国的にスタートしました。

この新制度は、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進することを目指した制度で、子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、社会の全ての人々が互いに協力して行うこととしています。

新制度では、保育園等（※）の利用を希望する場合、保護者が市に教育・保育の必要性を申請する必要があり、その申請に基づいて市が教育・保育給付認定を行います。

※保育園等とは、保育園・認定こども園・小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育をいいます。

現在、加賀市には保育園と認定こども園があります。



教育・保育給付認定の区分

保育園等を利用する際は、入園申込みと併せて、市から教育・保育給付認定を受ける必要があります。

教育・保育給付認定は、子どもの年齢や保育の必要性（保護者の就労状況等）に応じて次の3つの認定区分（1号・2号・3号認定）に分けられ、その区分によって利用できる施設や時間が変わります。

児童の年齢	保育の必要性	認定区分		利用できる時間	利用できる施設
3歳以上	教育を希望	1号認定	教育認定	教育標準時間(4時間)	認定こども園
	保育を必要	2号認定	保育認定	保育標準時間(最長11時間)	保育園 認定こども園
保育短時間(最長8時間)					
3歳未満	保育を必要	3号認定	保育認定	保育標準時間(最長11時間)	保育園 認定こども園
				保育短時間(最長8時間)	



保育の必要量に応じた区分

教育・保育給付認定（2号・3号認定）を受ける人は、保育の必要量によって利用時間が「保育標準時間」または「保育短時間」に区分されます。なお、基本的な保育時間は従来どおり8時間です。標準時間認定であっても、実際の保育園利用時間は、就労時間に通勤時間を加えた時間が目安です。標準時間・短時間の保育時間帯は保育園によって異なります。

区 分	保育の必要量（「就労」の場合）	利用できる時間
保育標準時間	月 120 時間以上就労 （フルタイム就労等を想定）	1日最長11時間 + 必要に応じた延長保育
保育短時間	月 48 時間以上 120 時間未満就労 （パートタイム就労等を想定）	1日最長8時間 + 必要に応じた延長保育

※保護者の就労等の時間が1か月あたり48時間未満であっても就労していれば、平成27年4月1日から10年間は、経過措置が適用されます。

保育を必要とする事由

教育・保育給付認定（2号・3号認定）を受けるためには、保護者（父母ともに）が次の保育を必要とする事由のいずれかに該当する必要があります。

保育認定の事由		保育の必要量（原則）	利用可能期間
就労	日常の家事以外の仕事をしている場合	保育標準時間（月 120 時間以上就労）または 保育短時間（月 48 時間以上 120 時間未満就労）	小学校就学前まで （事由継続の場合）
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合	保育短時間	3か月間
妊娠・出産	妊娠中か出産後間もない場合	保育標準時間	産前・産後 3か月間
育児休業中の継続利用	育児休業取得時に既に保育を利用している子どもが継続して利用する必要がある場合	保育短時間	小学校就学前まで （事由継続の場合）
疾病・障がい	病気、負傷、障がいがある場合		
介護・看護	親族を常時介護または看護している場合		
災害復旧	震災、風水害、火災などの復旧にあたる場合	保育標準時間	
虐待・DV	児童の虐待やDVのおそれがある場合		
就学	学校または職業訓練校に通学している場合	保育標準時間または 保育短時間	
その他	上記のほか、保育が必要と認める場合		

保育園と認定こども園

保育園は、児童の保護者が仕事や病気、出産などの理由により、保育を必要とする乳幼児を保護者に代わって保育をすることを目的とする施設です。

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援を行う施設です。幼稚園部分（1号認定）は、3歳以上であれば保護者の就労等にかかわらず入園できます。



教育・保育給付認定申請及び入園申込みの手続き

令和3年度の入園申込み受付期間は下記のとおりです。

- 1 受付期間 令和2年10月1日～10月15日

※受付期間終了後は、保育園等に空きがあれば入園が可能ですので各保育園等にご相談ください。

（年度途中の入園は毎月20日締切で翌月1日からの入園となります）

- 2 受付及び提出先 入園を希望する保育園等で「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼入園申込書」（以下、「申込書」といいます。）及び関係書類を受け取り、記入後、保育園等に提出してください。

※（仮称）片山津地区保育園に入園を希望する場合は4ページをご確認ください。

※加賀市外の保育園等に入園を希望する場合は5ページ（広域利用）をご確認ください。

3 添付書類

- ① 就労証明書等 【2・3号認定の場合】

（就労者） 就労証明書

（求職中の場合） 求職活動申告書

（妊婦、出産後の方） 母子手帳の表紙と出産（予定）日が分かるページの写し

（育児休業中の方） 就労証明書（育児休業取得欄を記入）

（病気等の場合） 診断書、障害者手帳等の写し等

（介護等の場合） 介護等に就いていることを申し立てるもの（病人等の診断書等に介護している旨を記入し、署名・押印してください。）

（就学の場合） 大学・看護学校・職業訓練校等の在学証明書または学生証の写し

※原則、保育園等への入園日は各月初日です。

※育児休業中のならし保育は上限1か月です。（例：6月1日から仕事復帰の場合、5月1日から入園可能）

※65歳以上の祖父母やおじ、おばについては、勤務証明書等の添付書類は必要ありません。

- ② 心身状況等個人調査票

- ③ マイナンバー記入用紙

マイナンバー制度開始により、マイナンバーの記載が必要になりました。

提出の際に、申請する保護者の番号確認書類（マイナンバーカード又は通知カード等）及び身元確認書類（運転免許証等）が必要となります。

金明・湖北・潮津保育園の3園が再編され、
(仮称)片山津地区保育園が開園します。

(仮称)片山津地区保育園の入園申込みについて

(仮称)片山津地区保育園の入園を希望する場合は、第1希望に「(仮称)片山津地区保育園」と記入の上、金明・湖北・潮津保育園または子育て支援課にご提出ください。

入園の対象となるお子さんは、現在、金明・湖北・潮津保育園に入園している園児および片山津中学校圏域に在住している方を優先的に対象とします。

定員を超えた申込みがあった場合、その他の圏域にお住まいの方やすでに他の園に入園している方の転園については、利用できない場合がありますのでご了承ください。

※ 申請を行う場合は、必ず第2希望の保育園を記入した上、提出をお願いします。(金明・湖北・潮津保育園にすでに入園している園児は除く。)

第2希望の保育園での受入れもできない場合は、その他の園を紹介させていただきます。

◆未申告の場合

8月までに入園する場合は、令和2年度の市・県民税

9月以降に入園する場合は、令和3年度の市・県民税

が未決定の方は至急確定申告を済ませてください。

市県民税が未確定の場合には、認定が保留されることがあります。

◆海外赴任の場合

海外赴任などで日本に住所がなかった場合は、日本国外での総収入と控除額がわかる書類を添付してください。国内での所得があった場合は、その所得についての書類も併せて添付してください。



8月までに入園する場合は平成31年1月～令和元年12月中の収入

9月以降に入園する場合は令和2年1月～12月中の収入

がわかる書類を添付してください。

(注意事項)

- ・保育園等に入園した後、住所や勤務先の変更、世帯員の増減、又はひとり親等に認定されるなどした場合は、変更届に交付済みの支給認定証を添えて速やかに保育園等に提出してください。利用できる保育時間や利用者負担額が変更になる場合があります。
- ・教育・保育給付認定申請後、申請内容と状況が異なることや虚偽の申請が判明した場合には、教育・保育給付認定や入園承諾を取り消すことがあります。申請書類の記載は正しく行ってください。



市外の保育園等に入園する場合(広域利用)

加賀市に住民登録がある児童が、保護者の就業地等の理由で加賀市外の保育園等への入園を希望する場合は、事前に希望する保育園等にご相談のうえ、加賀市にお問い合わせください。

なお、入園期間は年度単位です。

2号・3号認定の人の広域利用は、原則、勤務地又は実家がある市町村の保育園等に限りです。

また、加賀市と他市町村との協議により利用の可否が決まりますので、他市町村の事情により入園できない場合があります。

教育・保育給付認定、入園承諾及び利用者負担額決定

市内の保育園に入園希望の人には、保育の必要性を認定し「支給認定証」、「入園承諾書」及び「利用者負担額決定通知書」を郵送または保育園を通じてお渡しします。

認定こども園に入園希望の人には、加賀市から「支給認定証」及び「利用者負担額決定通知書」を郵送または認定こども園を通じてお渡しします。なお、入園承諾は認定こども園で行います。

※4月入園の場合は、認定事務が集中し審査に時間を要するため、認定結果等は2月中に通知します。

5月以降の入園を希望する人には、入園月の前月下旬頃に郵送または保育園等を通してお渡しします。

利用者負担額の年齢区分(3歳未満と3歳以上)

利用者負担額の3歳未満と3歳以上の年齢区分については、年度途中の入園でも年度当初(令和3年4月1日現在)の年齢が基準となります。

※教育・保育給付認定において、3号認定の場合は、年度途中で3歳になる時点で2号認定に変わります。

その際、3号認定の認定証は保育園等にお返しください。

令和3年度の利用者負担額

令和3年度の利用者負担額は、4月～8月までは令和2年度の市民税額に基づく算定となり、9月以降については令和3年度の市民税額に基づいて計算します。※毎年9月に切り替わります。

詳しくは、8ページをご覧ください。

土曜日等の保育

児童にとって、家庭内での親子のふれあいはとても大切です。

土曜日等は、保護者等の仕事・行事などがお休みであれば、できるだけ家庭内での保育をお願いします。



公立保育園の休園

公立保育園は、年度初めの保育園児童数が10人未満の場合は休園となります。



問い合わせ先

加賀市子育て支援課保育係

TEL0761-72-7855(直通)

令和3年度
施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書 兼 入園申込書 (新・再)
 (宛先) 加賀市長
 施設所長 様

施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定の申請及び入園申し込みをします。
 加賀市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な税関係情報の記録及び住民記録を閲覧し、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。
 教育・保育給付認定については、審査に時間を要する場合は、審査結果の通知が遅れることに同意します。

申請者 (保護者)	氏名	フリガナ カガ イチロウ 加賀 一郎		自宅	72 - 7855	
	現住所	加賀市 大聖寺南町二41番地		電話番号	090-0000-0000	
令和2年1月1日 の住所地	父	<input checked="" type="checkbox"/> 加賀市内 <input type="checkbox"/> 加賀市外 (市区町村名)		父	<input checked="" type="checkbox"/> 加賀市内 <input type="checkbox"/> 加賀市外 (市区町村名)	
	母	<input type="checkbox"/> 加賀市内 <input checked="" type="checkbox"/> 加賀市外 (市区町村名 小松市)		母	<input checked="" type="checkbox"/> 加賀市内 <input type="checkbox"/> 加賀市外 (市区町村名)	
申請の対象 となる児童 (子)	氏名	フリガナ カガ タロウ 加賀 太郎		性別	生年月日	年齢 (R3.4.1現在)
				<input checked="" type="radio"/> 男・ <input type="radio"/> 女	<input checked="" type="radio"/> R 30年10月15日	2歳
保育の希望の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 有： 保育園等での保育を必要 (2号・3号認定) <input type="checkbox"/> 無： 教育を希望 (1号認定)				

必ず記入、押印してください。

必ず希望する方にを付けてください。
 1号認定を希望する人のみ、添付書類は不要です。

世帯の状況 (同居の祖父母がいる場合は裏面の「祖父母の状況」に記入し

区分	フリガナ	氏名	児童との続柄	性別	生年月日	年齢 (R3.4.1現在)	勤務先又は学校名等
児童の世帯員	フリガナ カガ イチロウ	加賀 一郎	父	<input checked="" type="radio"/> 男・ <input type="radio"/> 女	T・S H・R 55年11月7日	40歳	(株)△△
	フリガナ カガ ハナコ	加賀 花子	母	男・ <input checked="" type="radio"/> 女	T・S H・R 57年4月28日	38歳	(株)〇〇工業
	フリガナ カガ ユキコ	加賀 雪子	姉	男・ <input checked="" type="radio"/> 女	T・S H・R 21年12月15日	11歳	□□小学校
	フリガナ カガ ツキコ	加賀 月子	姉	男・ <input checked="" type="radio"/> 女	T・S H・R 27年6月2日	5歳	◇◇保育園
	フリガナ			男・女	T・S H・R 年 月 日	歳	
	フリガナ			男・女	T・S H・R 年 月 日	歳	

原則初日入園です。

利用希望期間・利用希望施設

利用希望期間	令和 3 年 4 月 1 日 から		1. 令和 年 月 日まで ② 小学校就学前まで	
利用希望施設名	第1希望	◇◇保育園	希望理由	自宅から近い
	第2希望		希望理由	

裏面あり

祖父母の状況（65歳未満の同居祖父母は就労証明書等を添付してください。）

		氏名	年齢 (R3.4.1時点)	同居・別居の別(別居の場合は住所を記入)	就労等の状況
父 方	祖父	フリガナ カガ マルキチ 加賀 丸吉	65	同居・別居(住所: ())	<input type="checkbox"/> 就労 <input checked="" type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他()
	祖母	フリガナ カガ コリ 加賀 百合	62	同居・別居(住所: ())	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他()
母 方	祖父	フリガナ		同居・別居(住所: ())	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他()
	祖母	フリガナ コマツ サチコ 小松 幸子	61	同居・別居(住所:小松市〇〇町〇〇番地 ())	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input checked="" type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他()

保育を必要とする理由（保育の希望「有」の方のみ記入してください。）

<input checked="" type="checkbox"/> 就労	<input checked="" type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 母 「就労証明書」を添付してください。
<input type="checkbox"/> 妊娠・出産	出産（予定）日 令和 年 月 日 母子手帳の写し（出産（予定）日明記のページ）を添付してください。
<input type="checkbox"/> 疾病・障がい	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 診断書または身体障害者手帳等の写しを添付してください。
<input type="checkbox"/> 介護・看護	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 介護等を受ける人（ ） 介護を受ける人の診断書、介護保険証または身体障害者手帳等の写しを添付してください。
<input type="checkbox"/> 就学	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 在学期間 年 月 日～ 年 月 日 就学日数 週 日 就学時間 時 分～ 時 分 就学を証明する書類（学生証、合格通知書、職業訓練受講決定書等の写し）を添付してください。
<input type="checkbox"/> 求職活動	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 「求職活動申告書」を添付してください
<input type="checkbox"/> 育児休業	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 育児休業取得期間 年 月 日～ 年 月 日 育児休業期間が記載された「就労証明書」を添付してください。
<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 (具体的に)

家庭の状況

生活保護適応の有無	非該当・該当（ 年 月 日 保護開始）
ひとり親世帯の有無	非該当・該当（離婚・離婚調停中・未婚・死別） 児童扶養手当受給（有・無・申請中） 離婚調停中の場合は調停中であることがわかる書類、未婚の場合は戸籍謄本を添付してください。
障害者手帳等の有無	非該当・該当（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金等受給者） 該当の場合は手帳等の写しを添付してください。

※市記入欄

認定区分	認定事由	決定日	終了日	
<input type="checkbox"/> 1号	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 出産 <input type="checkbox"/> 求職	月 日	月 日	備考
<input type="checkbox"/> 2号（ <input type="checkbox"/> 標準・ <input type="checkbox"/> 短）	<input type="checkbox"/> 育休 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい			
<input type="checkbox"/> 3号（ <input type="checkbox"/> 標準・ <input type="checkbox"/> 短）	<input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他			
利用者負担額	階層	市民税額	多子軽減	
円	第	父 円 母 円 その他 円	<input type="checkbox"/> 1子 0円・半額 <input type="checkbox"/> 2子 0円・半額 <input type="checkbox"/> 3子以降	

令和3年度利用者負担額について

【利用者負担額算定方法】

- 利用者負担額は、教育・保育給付認定区分（保育の必要性・保育の必要性・年齢）に応じて負担していただき、入園児童の父母及び家計の主宰者（祖父母など）に係る市民税の課税状況（市民税所得割課税額）を基に決定します。令和3年4月～令和3年8月の利用者負担額については、「令和2年度市民税所得割額」、令和3年9月～令和4年3月の利用者負担額については、「令和3年度市民税所得割額」に基づき決定します。
- 年齢は、年度当初（4月1日）現在が基準になります。年度途中で3歳になっても、年度末までは利用者負担額は変更になりません。（1号認定除く）
- 市民税額の計算には、寄付金控除、配当控除、住宅借入金等住宅関係の特別税額控除等及び外国税額控除等の規定は適用されません。
- 年の途中で支給認定区分が3号認定（3歳未満）から2号認定（3歳以上）に変わる児童の利用者負担額は、誕生月までを通知しています。誕生月の翌月以降については、改めて支給認定証とともにお知らせします。

【利用者負担額の納付方法について】

- 《口座振替での納付》 ※市内公立保育園、山中ふたば保育園、山中保育園が口座振替できます。
 - 引落しする金融機関へ、口座振替依頼書を提出してください。（口座振替依頼書は市内金融機関、市役所、保育園にあります。）
 - 引落しができるのは、加賀市内に支店のある金融機関のみとなります。
 - 提出した月の翌月から引落としとなり、引落日は、毎月末日です。（末日が土・日曜日、祝日、年末年始の場合は翌営業日）
 - 児童ごとの登録となりますので、兄弟等が既に口座振替を利用されている場合でも、改めて申し込みが必要となります。
 - 3回連続して引落しできない場合は、口座振替の登録を解除させていただきます。

《納付書による納付》

- 保育園を通じて納付書をお渡しいたしますので、市内金融機関で納付してください（市外の保育園をご利用の方については郵送いたします）。
- 納期限は毎月末日です。（末日が土・日曜日、祝日、年末年始の場合は翌営業日）

利用者負担額

- 3歳児クラス～5歳児クラスお子さん・・・0円
(H26.4.2～H29.4.1 生まれのお子さん)
※年度途中で3歳になるお子さんは翌4月から利用者負担額が0円になります。
- 1号認定（教育を希望する）のお子さん・・・0円
- 0歳児クラス～2歳児クラスのお子さん・・・下記利用者負担額階層表をご覧ください。
(H29.4.2以降に生まれたお子さん)



☆の多子軽減は加賀市が
独自で行っています！

利用者負担額階層表

(単位：円)

多子軽減について

階層区分	利用者負担額（月額）	
	標準時間	短時間
各月初日の世帯の階層区分	3歳未満児	
1 生活保護法による被保護世帯	0	0
2 市民税非課税世帯（ひとり親・在宅障がい者世帯）	0	0
3 市民税非課税世帯（第2階層を除く世帯）	0	0
4 市民税均等割のみの世帯	10,800 【5,400】	10,600 【5,300】
5 市民税所得割48,600円未満の世帯	12,700 【6,350】	12,500 【6,250】
6 市民税所得割48,600円～97,000円未満の世帯	17,600 【8,800】	17,300 【8,650】
7 市民税所得割97,000円～169,000円未満の世帯	21,500 【10,750】	21,200 【10,600】
8 市民税所得割169,000円～301,000円未満の世帯	27,400 【13,700】	27,000 【13,500】
9 市民税所得割301,000円以上の世帯	29,300 【14,650】	28,900 【14,450】

《子どもが3人以上いる世帯》

☆小学生～18歳の兄弟がいる世帯の第3子以降・・・0円

《子どもが2人の世帯》

☆小学生～18歳の兄弟がいる世帯・・・半額

(利用者負担額階層表【】内の金額)

☆保育園・認定こども園等同時入所の第2子・・・0円

※きょうだいが違う保育園・認定こども園を利用している場合、

幼稚園・企業主導型保育事業・障がい児通園施設を利用、居宅訪問型発達支援を受ける小学校就学前のお子さんがいる場合も対象になります。

市民税所得割57,700円未満の世帯の第2子・・・きょうだいの

年齢制限なしで0円

《ひとり親世帯等》

市民税所得割77,101円未満の世帯・・・第1子半額、第2子0円

(第5階層の半額は6,000円になります。)

※ひとり親世帯等とは児童扶養手当受給者又は在宅障がい児（者）がいる世帯です。

市内保育園・認定こども園 一覧

令和2年10月1日

	施設名	定員	住 所	TEL	受入年(月) 齢	開園		一時保育	休日保育
						(月～金)	(土)		
公立保育園	大聖寺保育園	60	大聖寺耳聞山町	72-0290	2歳	7:30～18:30	7:30～12:30	○	
	錦城保育園	50	大聖寺荻生町	72-1809	2歳	7:30～18:30	7:30～12:30	○	
	庄 保育園	60	西島町	77-2524	2歳	7:30～18:30	7:30～12:30	○	
	勅使保育園	40	勅使町	76-2189	2歳	7:30～18:30	7:30～12:30	○	
	東谷口保育園	30	水田丸町	76-2404	2歳	7:30～18:30	7:30～12:30	○	
	作見保育園	70	作見町	74-1499	2歳	7:30～18:30	7:30～12:30	○	
	金明保育園	65	塩浜町	74-2554	2歳	7:30～18:30	7:30～12:30	○	
	湖北保育園	65	柴山町	74-0125	2歳	7:30～18:30	7:30～12:30	○	
	潮津保育園	30	潮津町	74-3458	2歳	7:30～18:30	7:30～12:30	○	
	動橋保育園	165	動橋町(6区)	74-1567	4か月後	7:30～19:00	7:30～12:30	○	
	橋立保育園	95	小塩町	75-2824	4か月後	7:30～18:30	7:30～12:30	○	
	加陽保育園	80	保賀町	76-3361	4か月後	7:30～19:00	7:30～12:30	○	
	山中中央保育園	65	山中温泉東桂木町	78-1739	1歳	7:30～18:30	7:30～12:30	○	
	河南保育園	65	山中温泉長谷田町	78-1542	1歳	7:30～18:30	7:30～12:30	○	
私立保育園	やくおうえん	60	山代温泉(4区)	76-1642	2か月後	7:00～18:30	7:00～18:30	○	
	第2やくおうえん	20	山代温泉(4区)	76-1642	2か月後	7:00～22:00	7:00～22:00	○	○
	たちばな乳幼児保育園	150	熊坂町(大同)	72-3632	2か月後	7:00～18:30	7:00～18:30		
	新生保育園	110	河南町	76-1395	2か月後	7:00～19:00	7:00～19:00	○	
	清和保育園	110	大聖寺敷地	72-0800	2か月後	7:00～19:00	7:00～19:00	○	
	開陽保育園	100	山代温泉(14区の2)	77-0311	2か月後	7:00～19:00	7:00～19:00	○	
	聖光保育園	140	熊坂町	73-2821	2か月後	7:00～19:00	7:00～18:00	○	
	松が丘保育園	190	山田町(松が丘)	73-1230	2か月後	7:00～18:30	7:00～18:30		
	山中ふたば保育園	80	山中温泉上原町	78-2475	2か月後	7:00～19:00	7:00～19:00	○	
	山中保育園	80	山中温泉菅谷町	78-2226	2か月後	7:00～21:00	7:00～21:00	○	○
認定こども園	キッズランド いなみえん	240	片山津温泉(1区)	74-5555	2か月後	7:00～19:00	7:00～19:00	○	○
	清心こども園	110	打越町(分校)	74-1485	2か月後	7:00～19:00	7:00～19:00	○	
	かが幼稚園	45	大聖寺岡町	72-3880	1歳	7:30～18:30	7:30～18:30	○	
	わかたけこども園	150	別所町漆器団地	76-3544	2か月後	7:00～20:00	7:00～20:00	○	○

おしらせ

お気軽にご利用ください!!

一時保育

急な用事ができたときは…



家庭で保育している保護者が、病気の時や冠婚葬祭、その他の理由で急に用事ができた場合、一時的に子どもを保育園等で預かります。

- 利用方法 市内保育園・認定こども園一覧（10 ページ）の一時保育の欄に〇印がついている施設で利用できます。利用を希望する施設に直接申し込んでください。利用する際は、事前予約が必要です。
- 利用料金 施設ごとに異なります。利用を希望する施設に直接問い合わせてください。

育児仲間が欲しいときは…

保育園開放

家庭で子育て中の親子にとって、育児についての話し相手や子どもの遊び仲間がいないとストレスが溜まる場合があります。そこで、保育園等を定期的に開放して、親子で遊んだり育児について学んだりする機会を提供しています。

- 利用方法 施設ごとに日程が異なりますので、利用を希望する施設に直接問い合わせてください。
- 利用料金 無 料



子育て支援センター

子育てに関する悩みや疑問は…



子育てに関する悩みや疑問について、電話相談や面接相談に応じます。また、育児講座なども開催しています。

- 問い合わせ先 子育て支援センター（金明保育園内）
（TEL 74-2554）
- 利用料金 無 料

マイ保育園登録事業

登録しませんか？

「オムツ替え」や「授乳」「関わり方」などの育児見学や育児相談のほか、一時保育サービス（原則、平日の午前、半日利用）が満3歳になる（3歳になる日の前日）まで、無料で3回受けられます。

- 登録対象 加賀市在住で、母子健康手帳を交付された人または出産して家庭で子育てしている人
- 登録施設 市内の保育園・認定こども園



病児・病後児保育

病気・病気回復期の子どもへの保育は・・・

病気のために登園することができない場合や保育園等で突然熱を出した場合など、家庭での看護が必要な子どものために、一時保育を行います。

- 対象児童 0歳～小学6年生
- 利用料金 1日 1,500円（半日 1,000円）
- 問い合わせ・申込先
『かもっ子』（加賀市医療センター内）TEL:76-5179



子育て短期支援事業

急な用事の時、保護者が病気になった時・・・

ショートステイ事業

保護者の病気や冠婚葬祭で子どもの養育が一時的に困難な場合や、育児不安や育児疲れで身体的・精神的負担の軽減が必要な場合は、短期間（原則7日以内）の宿泊を含め、子ども（概ね2歳以上）を児童養護施設「いなみえん」で預かります。

トワイライト等事業

仕事で帰宅が夜間になる場合や休日出勤に対応するため、子ども（概ね2歳以上）を児童養護施設「いなみえん」で預かります。宿泊も可能です。

- 問い合わせ・申込先 加賀市子育て応援ステーション（TEL 72-2565）
- 利用料金 世帯状況や子どもの年齢により、一定額の利用料金が必要です。

かがファミリーサポートセンター事業

地域みんなで子育てを応援します！

手助けが必要なときに“子育てをサポート”します。（事前に会員登録が必要です。）

- サポート内容
 - ☆ 園児の保育時間外の預かり
 - ☆ 学童の登校前、放課後の預かり
 - ☆ 保育施設等への送迎
 - ☆ 出産後の家事や育児のサポート
 - ☆ 冠婚葬祭・学校行事・通院または気分リフレッシュなど外出時の預かり

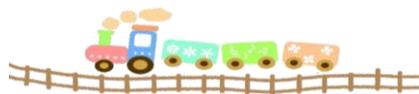
- 対象児童 0歳～小学3年生
- 一時預かり利用料金 <子ども1人1時間あたり>

利 用 料 金	平日	8:00～18:00	700円
	平日	上記以外の時間	800円～ (ひとり親家庭優遇あり)
	土・日曜日、祝日、病児・病後児		



- 問い合わせ・申込先
かがファミリーサポートセンター “親子ほっとステーション”（旧南郷保育園園舎）
TEL / FAX 0761-75-7933 Eメール oyakohot@trad.ne.jp

加賀市子育て応援ステーション かがっこネット



一人ひとりの子どもが健やかに成長できるように、「ちょっと聞いてみようかな・・・」の問い合わせから、「困ったなあ・・・」の相談まで、妊娠期から子育て期（おおむね0歳～18歳まで）にわたるまで、切れ目のない継続した相談支援を行う『ワンストップ相談窓口』です。

地域の中で、子どもを真ん中に安心して楽しく子育てができるよう、パパママを力強く応援します。

困ったわ...ちょっときいてみようかな...

保育園に入れたいんだけど、どうすればいいの？
子育てに関する情報を
知りたいなあ...

出産後、助けてもら
える人がいなくて
不安だわ...

友だち関係や
学校のことで
心配なことが
あって...

子どものこと、自分
のこと、家族のこと、
誰かにきいてもらい
たいなあ...

子育てって
一人じゃ大変～
『こんなときいても
いいの？』『誰に相談す
ればいいの？』
子育てに不安や迷いを
感じたら、まずは、
かがっこネットに
ご相談ください。
あなたに必要な情報を
提供します。

相談しやすい方法で、お気軽にどうぞ！

★電話でも、ゆっくりと相談室でも、キッズコーナーでお子さんを遊ばせながらでも相談もできます。



あなたの子育てを応援します！

相談は
無料です

秘密は
守られます

私たち、子育て応援パートナー（保健師・保育士・社会福祉士
家庭相談員など）がお話をお聴きし、子育て家庭のニーズを把
握しながら、「妊娠」「出産」「育児」をサポートしていきます。

アクセスマップ



場所

かが交流プラザさくら1階
〒922-0057 加賀市大聖寺八間道 65 番地

利用時間

8:30～17:15 月曜日～金曜日
(土・日・祝日・年末年始を除く)

※時間外相談については、お気軽にご相談ください。

問合せ先

TEL : 0761-72-2565
FAX : 0761-72-5626

E-mail : kagakkonet@city.kaga.lg.jp

上記時間外（緊急時）：090-2039-8080